

監 査 報 告 書

令和7年5月21日

学校法人 大東文化学園
理 事 会 御 中

学校法人 大東文化学園

監 事 南 隅 基 秀 ㊞

監 事 野 村 智 夫 ㊞

監 事 原 和 世 ㊞

私たち学校法人大東文化学園（以下「学園」という。）の監事は、旧私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項及び旧学園寄附行為（令和6年8月1日施行）第15条の規定に基づき、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の学園の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を実施した。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産状況を正しく示しており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為、又は、法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上